

令和3年（訴）第1号

被訴追者 岡口基一

被訴追者の着席位置に関する上申書

令和4年3月2日

裁判官弾劾裁判所 御中

主任弁護人	西	村	正	
弁護人	伊	藤	浩	真代印
弁護人	大	賀	浩	一代印
弁護人	岡	田	浩	志代印
弁護人	小	倉	秀	夫代印
弁護人	児	玉	晃	一代印
弁護人	田	鎖	麻衣子	子代印
弁護人	野	間	啓	代印
弁護人	前	田		領代印

被訴追者の着席位置は、傍聴席の前、裁判長と対面する席ではなく、弁護人と並んだ席にしていただきたい。その理由は、下記のとおりである。

記

1 裁判官弾劾法（以下「法」という。）22条1項は、被訴追者に弁護人選任権を保障し、同条2項は、弁護人については刑事訴訟に関する法令を準用する旨規定する。刑事訴訟法上、被告人が弁護人を選任しその援助を受ける権利は、憲法3

7条3項に由来するものであり、かつ、市民的及び政治的権利に関する国際規約
14条3項(b)によっても直接的に保障される権利である。

被訴追者の弁護人選任権は、弁護人を法廷に立ち会わせ、被訴追者のために口頭弁論を行わせる権利にとどまらず、開廷中も隨時弁護人と自由かつ秘密にコミュニケーションをする権利を含むものとされるべきである。

そして、裁判の進行を妨げることなく被訴追者がこの権利行使するためには、被訴追者の着席位置を弁護人の隣に配置する必要性が大きい。

2 また、弾劾裁判は、訴追状の提出を受けて開始され（法14条）、公開の法廷における対審、すなわち訴追委員と弁護人による主張立証が行われる（法26条）ほか、刑事訴訟に関する法令の規定が準用されており（法30条）、当事者主義の訴訟構造がとられている。

したがって、当事者主義の下では、被訴追者は、訴追委員と向かい合って、弁護人と並んで着席するのが当然というべきである。

3 しかるに、弾劾裁判所の法廷は、壇上に裁判員が横並びで着席し、壇の下では訴追委員と弁護人が向かい合って着席するが、被訴追者は、壇上の裁判長と対面する位置に着席するという構造になっている。これは、法に定められているものではなく、かつての刑事裁判の法廷における着席位置にならったに過ぎないものと思われる。

現在の刑事裁判では、被告人の着席位置は、裁判員裁判の場合弁護人の隣とされているし、裁判員裁判でなくても、弁護人の前または隣に着席するのが通常である。

したがって、弾劾裁判においても、被訴追者の着席位置を壇上の裁判員と対面する位置に固定すべき合理的な理由は認められない。

4 なお、弁護人は、第1回公判期日の後、第2回公判前にこの問題につき協議する機会を設けられるよう希望する。

以上